

人間

第 9 1 号 2026年 7月 1日発行
発行人 群馬・ハンセン病問題の真の解決をめざし、
ともに生きる会
発行責任者 酒井 宏 明
連絡先 大川 正治 電話 080-3203-4680
〒371-0037 群馬県前橋市上小出町 3-17-6
題 字 故 鈴木 幸次 (原告)
HPアドレス <http://www12.wind.ne.jp/ikirukai/>

ハンセン病市民学会総会・

交流集会in奄美 開催さる

統一テーマ「奄美から始めようー地域と当事者のこれから」
初日全体集会は「地域の中の奄美和光園」と題し、リレートーク。座
談会。二日目の分科会は、A「和光園の永続化を考える」B「地域で
生きる回復者と家族が安心して暮らせる社会の実現のために」の二
つで、全国からの参加者で議論されました。

■第二〇回ハンセン病

市民学会に参加して

事務局長 大川正治

療養所はどうなるのか

どうすればよいのか

ー「自分ごと」として

「ハンセン病問題基本法の

改定の大運動を！」

二〇二六年五月一六日ー一七日
鹿児島県奄美市の奄美和光園で開か
れたハンセン病市民学会の全体統一
テーマは「奄美から始めようー地域

と当事者のこれから』でした。

総会には鹿児島県副知事、大島町
長、奄美市長が歓迎挨拶をしまし
た。

近年は、熊本、北海道、鹿児島、そ
して今回は奄美と群馬から離れた場
所での開催、群馬からの参加者は五
人でした。二日間全体の参加者は二
百五十人でした。

一六日の全体会には一五〇人が参
加、パネルディスカッションが行われ、
入所者の減少や高齢化にともなうな
か、療養所の今後の問題について討
論されました。全国の一三の療養所

の入所者は五五〇人、平均年齢は
〇歳です。

奄美和光園の現在入所者は六人で
全国で最も少ない療養所です。和光
園の馬場まゆみ園長は長年にわたる
皮膚科診療を地元に開放し、年間三
千人をこえる外来診療の実績をあげ
大島郡における中核病院として、市
民との交流・連帯を通じて療養所の
永続化への展望を切り開いて来てい
る事を報告しました。国賠訴訟弁護
団の国宗直子弁護士は国賠訴訟を支
えた人の中から三人を紹介しまし
た。原告団長であった栄良さんは握
手することもできなかったが、裁
判支援の集会で「皆さんこの手を見
てください。私の両手の指は強制作
業で感覚がなくなりましたが、手の
治療を受けられずすぐに切られてし
まいました」と語ったことを紹介。ま
た原告になる事をためらっていたが
「みんなのためなら」と原告になり初
期の自治会長になった宮屋さんの話、
また普段ほとんど話をしない与論島
から和光園に来たCさんは「ハブなん
か怖くない。人間の方が怖い」と語っ
ていた話を紹介しました。また和光

園で絵を描き続けた田中一村さんの事、そして父親がハンセン病と診断され敬愛園から抜け出し家族のもとに帰りましたが奄美和光園に収容、子供のころ父親の事で「こじき こじき」とからかわれたり、つばを吐かれたり、石を投げられたり理不尽な仕打ちを受け、父に対して複雑な思いを抱くことがあったが、今実名を公表して遺族として家族訴訟の原告となった赤塚與一さんは自らの活動を話しました。また市民が園内の畑を借りて農作業を通じて入所者と交流しているふれあい和光塾の取り組みが報告されました。

こうした経験に学び全療協では永続化について五つの原則を提言しています。

第一は国の法的責任に基づく被害者回復

義務の一環として国の責任で実施

第二は地方公共団体も国の取り組みに対して協力義務を負う

第三は永続化の対象は個々の施設ではなく療養所の施設全体

第四は将来構想と連続性を図る

第五は療養所で働く職員の雇用の確保

それぞれの園で特徴を生かし具体化を急がねばと思います。

二日目は、二つの分科会が行われ、私は分科会Aの「和光園の永続化を考える」に参加し

ました。A分科会は全体会を踏まえ奄美和光園の永続化についての可能性と実現に向けての課題を討議、国賠訴訟弁護団の徳田靖之弁護士が問題を提起しました。基調報告を全医労奄美支部の福岡昭徳支部長が報告しました。全医労奄美支部は市議会への請願書の作成などの中心的役割を果たすと同時に市民と入所者の交流、看護・介護を通じ入所者との深い信頼関係を作ってきました。働く場としての和光園の存続は、働く職員の問題だけでなく地域の問題でもあることを報告しました。パネルディスカッションでは全療協の屋猛司会長、大島郡医師会の稲源会長、地元の「和光園と共に進む会」の福田恵信代表がそれぞれ発言。医師会長は和光園を地域の医療機関として存続させ「訪問介護、訪問医療の拠点を目指す」との提言もありました。分科会には最初から最後まで奄美市長が参加しました。

全体会と並行してフィールドワークも行われました。

閉会総会で市民学会の訓覇浩共同代表・事務局長は「予想以上の多くの参加があっただけでなく、個々人の熱量も感じられる学会となった。市民としてできることを考える機会にしてほしい。」と訴えました。

来年の市民学会は岡山で開催することを

確認。当面「ハンセン病問題基本法の改正」と「菊池事件の再審請求運動」を国民的大運動として取り組むことを提起しました。

なぜハンセン病問題基本法の改正が必要か

基本法は入所者が一人もいなくなった時の療養所の在り方、存続についての規定がありません。全国の入所者は現在五五〇人、平均年齢九〇歳。毎年平均一〇〇人前後の入所者が亡くなっています。新たなハンセン病患者が殆んどいない中、入所者も退所者もいなくなるが考えられる状況の中で、療養所を全体として存続させていくために法改正が求められているのです。

① 療養所の永続化を明文で規定する

② 地方公共団体が運営主体となることを可能にする条項(同法一八条に二項)を設け「国は前項に規定したハンセン病療養所の保存にあたって、当療養所の存在する地方公共団体が要請した場合には、その運営を委託することができる。この場合において、その運営にかかる費用は国庫の負担とする」との規定をおく。

草津町が楽泉園の永続化に消極的な姿勢であることの理由のひとつに、財政問題が大きく存在します。

入所者が二十三人、平均年齢九十歳となっている草津・楽泉園での取り組みについて園、

自治会、草津町、関係者で検討・協議を急ぐことが求められていると思います。

市民・県民とともに力をあわせていくうえで「ともに生きる会」が果たす役割は重要です。八月一日に開く総会、一〇月二四日に開催する節目となる二五周年記念集会の取り組みを強める決意を強くした市民学会でした。

■Fさんの名誉は回復できるか

差別と偏見の社会構造克服の闘い

―菊池事件再審請求の国民的大運動を

事務局長 大川正治

去る一月二八日 熊本地裁は菊池事件の第四次再審請求を却下しました。当日私は朝四時に前橋を出て午後一時に熊本地裁前に着きました。決定が出る時間にギリギリ間に合いました。裁判所前には支援者、弁護士、マスコミ関係者で溢れていました。全国から闘う仲間が来ていました。兵庫の知り合いもいました。昨年群馬に来てくれた家族訴訟原告七五番さんとも会いました。徳田靖之弁護士、豎山勲さんに挨拶しました。「群馬からよくきてくれた」と知り合いからも話しかけられました。

午後二時険しい表情をした弁護士が裁判

所から出てきました。正門の前で「幕」を掲げました。「不当決定」。裁判所前は「まさか」と一瞬静まりました。「驚いた」「裏切られた」「司法は死んだのか」など弁護士、元入所者、支援者から怒りの声が次々と上がりました。涙を流している支援者もいました。ハンセン病違憲国家賠償請求訴訟全国原告団協議会会長の豎山勲さんは地裁前でのインタビューで、「我が国の司法は死んでいる。司法の責任はまったく取らない、怖い国だ。憲法違反で人を殺してもいい、そんなばかなことがどこにあるか。私たちハンセン病元患者たちの命は、人間の命ではないということだ。許せない」と怒りをぶつけた。

そのあと報告集会へ移動、私も怒り煮えたぎる思いで七五番さん、家族訴訟原告副団長の黄光男さんと歩いて熊本弁護士会館に足を運びました。会場は広くなくやっと座れました。

報告会会場にはテレビカメラ、報道関係の記者が会場の半分くらいはいたでしょうが、一社で三〜四人来ている所もあったようです。こんどの判断の重みを承知して体制をとったようです。

記者会見で弁護士共同代表の徳田靖之さんは「最悪の決定だ。……ふざけるなど言いたい。自分たちが過去に犯した過ちを、正面から認

めてそれを問いただすべきではないかという問いに、この程度の答え方しかできないのか。長い闘いになると思うが、どんなに長くなり、どんなに苦難に満ちた闘いであろうとも、Fさんの無実を明らかにするまで、最後まで闘いたい」といつにない強い口調でした。

報告会は決定についての弁護士コメントを受け、弁護士と報道関係者とのやり取りが長く、家族訴訟原告の黄光男さんや地元で支援活動をしてきた人達の発言の時間が少なかったという印象でした。

特別法廷(隔離法廷)の違憲性を明らかにすることは、Fさん本人、ハンセン病来歴者の尊厳、名誉回復、そして社会の偏見・差別の構造にメスを入れることであり、それは私たち一人一人が問われることです。

熊本地裁の「決定」について日本弁護士連合会の会長は直ちに「声明」を発表しました。

「本棄却決定は、菊池事件の刑事裁判について憲法一三条及び一四条に違反し、三七条一項及び八二条一項に違反する疑いがあるとしながら、『これら憲法の各規程に適合し、公開法廷における審理を実施したとしても確定判決の証拠関係に変動はないから、これらの憲法違反が確定判決の事実認定に係る重大な事実誤認を来すものとは認められない』として、憲法違反を理由とする再審開始を認めな

かった。…菊池事件においても…ハンセン病隔離法廷における審理の在り方自体が、憲法一三条、一四条一項に違反するのみならず、憲法三七条一項及び八二条一項という憲法上の手続きにも違反する(注)ことが明らかであり、確定判決の事実認定には判決に影響を及ぼす重大な疑義が残ると言わざるを得ない…。本件について再審の門戸を閉ざすことは、憲法違反の刑事裁判による死刑執行を容認することになり、断じて許容できない。」と厳しく断罪しました。

(注)消毒液の匂いが立ち込め、裁判官・検察官・弁護人はいずれも「予防衣」と呼ばれる白衣を着用し、長靴を履き、手袋を付けた上で調書や証拠物を火箸等で扱い…。被告人が否認しているにもかかわらず、一審の弁護人は控訴事実を争わず、検察官請求証拠をすべて同意。再審請求棄却翌日、被告人に即時抗告の機会も与えず死刑執行。

集会後ただちに前橋に帰る予定であったが最終列車に間に合わず、急遽熊本に泊まり翌朝六時に出て午後一時までに帰宅、午後二時からの会議に間に合いました。

二九日はほとんどの新聞・テレビが大きく報道。「過ちから逃げた」(読売)「長いトンネルの先に光はみえなかった」(違憲裁判を追認するのか)(毎日)「司法は死んでいる」(熊本日日)「憲法犯したのになぜ」(朝日)。産経、日経、読売も報道、共同の配信で多くの地方紙も報

道しました。新聞によっては一面も含め四ページの紙面を使って報道しました。

二九日の朝日の「天声人語」は「農家に生まれた男性は幼いころ父を亡くし、小学校を二年で中退したという。逮捕後に読み書きを覚え獄中で多くの詩歌をつくった。『澄み渡る空の青さよ真実の再審を寄せよ我は祈る』その祈り届かなかった。」と記しました。

楽泉園の発行している「高原・一九六二年三月号」は、Fさんを救う会の栗生支部世話人会がFさんの書簡を掲載しました。Fさんは書簡のなかで「事件当時の自らの身の潔白を訴え、無実を主張、死刑の圧迫の恐怖のなか支援者に感謝、正義と真実が一番尊いものであり、最後まで闘う決意を」と書かれていました。

「命」ほど尊いものではありません。無実の人の命を奪った憲法違反の裁判を許すことはできません。Fさんの命は還りませんが、「名誉」は回復できます。菊池事件はハンセン病来歴者と家族の人権の問題であるばかりではありません。私たちの問題です。支援の闘いではありません。四月二八日には「菊池事件再審開始とFさんの無罪を求める全国ネットワーク」が結成されました。

「ともに生きる会」は八月一日に予定している「ともに生きる会」の総会までに一〇〇〇人

の署名を集めることを確認しました。五月三日の群馬の憲法集会の会場では一〇〇人を超える人が署名に協力してくれました。今回、会員の皆さんに署名用紙を同封しました。恐れ入りますが、コピーしていただき多くの署名を集めてください。できましたら七月二五日までを第一次集約として、事務局大川までお送りください。第二次集約は一〇月二四日に予定している「新・あつい壁」の上映会までを計画しています。皆さんの奮闘をお願いいたします。

■菊池事件再審請求審不当決定について

事務局次長 斉藤悟

今年一月二八日、熊本地裁で菊池事件再審請求審の決定が出されました。結果は残念ながら再審を認めない不当な決定となりました。その違憲性は認めたものの、そうであっても確定審判決が事実誤認を来すとは認められないとしたのです。

Fさんの死刑判決の証拠とされた小刀には、被害者の血痕もFさんの指紋なども、検出されていません。つまり、Fさんの有罪を立証する物的証拠は何一つ無かったにもかかわらず、死刑となったのです。なぜか、それはFさんがハンセン病患者とされ、差別的な法廷運営だ